

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 3 月 25 日(金) 号外第 33 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則 (12) (消費生活センター) ・ 4
	鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (13) (環境立県推進課) ・ 6
	鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (14) (緑豊かな自然課) ・ 7
	鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (15) (農林水産総務課) ・ 9
	鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則 (16) (水産課) ・ 17

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立消費生活センター管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 消費生活相談室の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

区分	開所時間	休所日
東部消費生活相談室	センターと同じ (午前8時30分から午後5時まで)	センターの休所日のほか、日曜日及び土曜日
中部消費生活相談室	午前9時から午後5時30分まで	センターの休所日のほか、日曜日、月曜日及び休日の翌日
西部消費生活相談室	センターと同じ	センターと同じ (休日及び年末年始)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則中引用する電気事業法の用語を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正

特別地区内の行為の許可基準について定める規定中引用する電気事業法の条項を改める。

(2) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正

保護管理地区内における許可を要しない行為及び立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為について定める規定中引用する電気事業法等の条項を改める。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県農業協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

農業協同組合法の一部が改正され、各種規程の軽微な変更は届出で足りるとされたこと等に伴い、当該届出等の提出書類を定める等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる届出又は申請を行う者が提出する書類を定める。

ア 農業協同組合の信用事業規程の変更の届出

- イ 農業協同組合の共済規程の変更の届出
 - ウ 農業協同組合の信託規程の変更又は廃止の届出
 - エ 農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出
 - オ 農業協同組合の農業経営規程の変更又は廃止の届出
 - カ 農業協同組合の新設分割の認可の申請
- (2) 規則中引用する農業協同組合法の条項の改正その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の廃止について

1 規則の廃止理由

漁業に就業するために漁業研修を受ける者に対する補助制度を創設することに伴い、これらの者に対する研修資金等の貸付制度を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p><u>鳥取県消費生活センター規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>鳥取県消費生活センター条例</u>（昭和46年鳥取県条例第 3 号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第 8 条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県消費生活センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の<u>運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第 2 条 <u>センター</u>の開所時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、中部消費生活相談室の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時30分までとする。</u></p> <p>(休所日等)</p> <p>第 3 条 <u>センター</u>の休所日は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「<u>休日</u>」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 次の表の左欄に掲げる消費生活相談室の休所日は、前項に掲げる日のほか、同表の右欄のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;">東部消費生活相談室</td> <td>日曜日及び土曜日</td> </tr> <tr> <td>中部消費生活相談室</td> <td>休日の翌日、日曜日及び月曜日</td> </tr> </table> <p>3 所長は、特に必要があると認めるときは、<u>前 2 項</u>の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</p>	東部消費生活相談室	日曜日及び土曜日	中部消費生活相談室	休日の翌日、日曜日及び月曜日	<p><u>鳥取県立消費生活センター管理規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例</u>（昭和46年鳥取県条例第 3 号）<u>第 4 条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県立消費生活センター</u>（以下「<u>消費生活センター</u>」という。）の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第 2 条 <u>消費生活センター</u>の開所時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。</p> <p>(休所日等)</p> <p>第 3 条 <u>消費生活センター</u>の休所日は、<u>次に掲げると</u>おりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 所長（鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号）第 6 条又は第 7 条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた消費生活センターの所長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休</u></p>
東部消費生活相談室	日曜日及び土曜日				
中部消費生活相談室	休日の翌日、日曜日及び月曜日				

<p>(委任) <u>第4条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センターの運営</u>に関し必要な事項は、所長が別に定める。</p>	<p>所し、又は休所日に開所することができる。</p> <p>(指示) <u>第4条</u> 所長は、<u>消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p> <p>(委任) <u>第5条</u> この規則に定めるもののほか、<u>消費生活センターの管理</u>に関し必要な事項は、所長が別に定める。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(達成状況の報告)</p> <p>第 8 条 条例第 8 条第 5 項（条例第 9 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定による報告は、事業者達成状況報告書（様式第 3 号）に<u>温室効果ガス排出量内訳書を添付して</u>、計画期間内の各年度について、<u>その翌年度の 7 月末日まで</u>に行うものとする。</p> <p>様式第 2 号（第 5 条、第 7 条、<u>第 8 条関係</u>） 温室効果ガス排出量内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>電</td><td style="text-align: center;"><u>小売電気事業者からの買電</u></td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>気</td><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1～6 略</p> <p>7 <u>小売電気事業者</u>からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。</p> <p>8・9 略</p>	略	電	<u>小売電気事業者からの買電</u>	略	気	略		略			<p>(達成状況の報告)</p> <p>第 8 条 条例第 8 条第 5 項（条例第 9 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定による報告は、事業者達成状況報告書（様式第 3 号）により、計画期間内の各年度について、<u>報告に係る年度の翌年度の 7 月末日まで</u>に行うものとする。</p> <p>様式第 2 号（第 5 条、第 7 条関係） 温室効果ガス排出量内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>電</td><td style="text-align: center;"><u>一般電気事業者</u></td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>気</td><td style="text-align: center;">略</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1～6 略</p> <p>7 <u>一般電気事業者</u>からの買電で、昼夜別契約をしていない場合は、全量昼間買電として計算してください。</p> <p>8・9 略</p>	略	電	<u>一般電気事業者</u>	略	気	略		略		
略																					
電	<u>小売電気事業者からの買電</u>	略																			
気	略																				
略																					
略																					
電	<u>一般電気事業者</u>	略																			
気	略																				
略																					

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行し、改正後の鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の規定は、平成28年度以後の各年度の取組計画及びその達成状況について適用する。

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第14条関係) (1) 工作物を新築すること。 ア・イ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(ナ) 略 (ニ) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物(火力発電所を除く。) (ヌ)～(ム) 略 エ・オ 略 (2)～(11) 略	別表第1(第14条関係) (1) 工作物を新築すること。 ア・イ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(ナ) 略 (ニ) <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号</u> に規定する電気工作物(火力発電所を除く。) (ヌ)～(ム) 略 エ・オ 略 (2)～(11) 略

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第13条関係) (1) 工作物(仮設の建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～コ 略 サ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号</u> に規定する電気工作物を改築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。) シ～ト 略	別表第2(第13条関係) (1) 工作物(仮設の建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～コ 略 サ <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号</u> に規定する電気工作物を改築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。) シ～ト 略

<p>(2)～(8) 略</p> <p>別表第3 (第16条関係)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為</p> <p>(7) 略</p>	<p>(2)～(8) 略</p> <p>別表第3 (第16条関係)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為</p> <p>(7) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県農業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(申請等に係る提出書類)</p> <p>第3条 別表の左欄に掲げる<u>者のうち同表の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 別表の左欄に掲げる者のうち同表2の項、3の項、5の項、7の項又は9の項の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類に加え、当該申請等を行う理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請等を行う者</th> <th style="text-align: center;">申請等の区分</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、</td> <td style="text-align: center;">(1) 法第10条第 18項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第10 条第1 項第2 号及び</td> <td style="text-align: center;">(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の</td> <td style="text-align: center;">ア・イ 略 ウ 総会（法第48条 第1項の規定によ り総代会を置く組</td> </tr> </tbody> </table>	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	略			2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、	(1) 法第10条第 18項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請	略	法第10 条第1 項第2 号及び	(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の	ア・イ 略 ウ 総会（法第48条 第1項の規定によ り総代会を置く組	<p>(申請等に係る提出書類)</p> <p>第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請等を行う理由を記載した書類（別表の2の項の中欄の(1)から(18)まで及び(22)並びに同表の3の項、5の項、7の項及び9の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>申請等に係る総会（法第48条第1項の規定により総代会を置く組合にあつては、総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の2の項の中欄の(2)から(4)まで、(6)、(8)から(19)まで及び(22)に掲げる申請等を行う場合に限る。）</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請等を行う者</th> <th style="text-align: center;">申請等の区分</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、</td> <td style="text-align: center;">(1) 法第10条第 20項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法第10 条第1 項第2 号及び</td> <td style="text-align: center;">(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の</td> <td style="text-align: center;">ア・イ 略</td> </tr> </tbody> </table>	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	略			2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、	(1) 法第10条第 20項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請	略	法第10 条第1 項第2 号及び	(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の	ア・イ 略
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類																							
略																									
2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、	(1) 法第10条第 18項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請	略																							
法第10 条第1 項第2 号及び	(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の	ア・イ 略 ウ 総会（法第48条 第1項の規定によ り総代会を置く組																							
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類																							
略																									
2 組合 ((1) に掲げ る申請 にあっ ては、	(1) 法第10条第 20項の規定によ る組合員以外の 者の利用割合の 限度の特例に係 る指定の申請	略																							
法第10 条第1 項第2 号及び	(2) 法第11条第 1項の規定によ る信用事業規程 の制定の承認の	ア・イ 略																							

第3号 の事業 を併せ 行う組 合)	申請	合にあつては、 <u>総 代会。以下同 じ。)</u> の議事録の <u>謄本又は抄本</u>	第3号 の事業 を併せ 行う組 合)	申請	
	(3) 法第11条第 3項の規定によ る信用事業規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u>		(3) 法第11条第 3項の規定によ る信用事業規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略
	(4) 法第11条第 3項の規定によ る信用事業規程 の廃止の承認の 申請	ア 信用事業規程廃 止承認申請書 イ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u>		(4) 法第11条第 3項の規定によ る信用事業規程 の廃止の承認の 申請	信用事業規程廃止承 認申請書
	(5) 法第11条第 4項の規定によ る信用事業規程 の変更の届出	ア 信用事業規程変 更届出書 イ 信用事業規程の 変更箇所の新旧対 照表 ウ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u>			
	(6) <u>法第11条の 8第1項ただし 書</u> (同条第2項 後段において準 用する場合を含 む。)の規定に よる同一人に対 する信用の供与 等の額が信用供 与等限度額を超 えることの承認 の申請	略		(5) <u>法第11条の 4第1項ただし 書</u> (同条第2項 後段において準 用する場合を含 む。)の規定に よる同一人に対 する信用の供与 等の額が信用供 与等限度額を超 えることの承認 の申請	略
	(7) <u>法第11条の 17第1項</u> の規定 による共済規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u>		(6) <u>法第11条の 7第1項</u> の規定 による共済規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略
	(8) <u>法第11条の 17第3項</u> の規定 による共済規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u> (法 第44条第5項の規 定により総会の決 議を経なかった場 合において、理事		(7) <u>法第11条の 7第3項</u> の規定 による共済規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の 謄本又は抄本</u> (法 第44条第5項の規 定により総会の議 決を経なかった場 合において、理事

	会で決議した場合 にあつては、理事 会の議事録の謄本 又は抄本。(10)に おいて同じ。)		会で議決した場合 にあつては、理事 会の議事録の謄本 又は抄本)
(9) 法第11条の 17第3項の規定 による共済規程 の廃止の承認の 申請	ア 共済規程廃止承 認申請書 イ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(8) 法第11条の 7第3項の規定 による共済規程 の廃止の承認の 申請	共済規程廃止承認申 請書
(10) 法第11条の 17第4項の規定 による共済規程 の変更の届出	ア 共済規程変更届 出書 イ 共済規程の変更 箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本		
(11) 法第11条の 42第1項の規定 による信託規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(9) 法第11条の 23第1項の規定 による信託規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略
(12) 法第11条の 42第3項の規定 による信託規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(10) 法第11条の 23第3項の規定 による信託規程 の変更の承認の 申請	ア・イ 略
(13) 法第11条の 42第4項の規定 による信託規程 の変更の届出	ア 信託規程変更届 出書 イ 信託規程の変更 箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(11) 法第11条の 23第3項の規定 による信託規程 の廃止の承認の 申請	信託規程廃止承認申 請書
(14) 法第11条の 42第4項の規定 による信託規程 の廃止の届出	ア 信託規程廃止届 出書 イ 総会の議事録の 謄本又は抄本		
(15) 法第11条の 48第1項の規定 による宅地等供 給事業実施規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(12) 法第11条の 29第1項の規定 による宅地等供 給事業実施規程 の制定の承認の 申請	ア・イ 略
(16) 法第11条の 48第3項の規定 による宅地等供	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本または抄本	(13) 法第11条の 29第3項の規定 による宅地等供	ア・イ 略

給事業実施規程 の変更の承認の 申請		給事業実施規程 の変更の承認の 申請	
(17) 法第11条の 48第4項の規定 による宅地等供 給事業実施規程 の変更の届出	ア 宅地等供給事業 実施規程変更届出 書 イ 宅地等供給事業 実施規程の変更箇 所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(14) 法第11条の 29第3項の規定 による宅地等供 給事業実施規程 の廃止の承認の 申請	宅地等供給事業実施 規程廃止承認申請書
(18) 法第11条の 48第4項の規定 による宅地等供 給事業実施規程 の廃止の届出	ア 宅地等供給事業 実施規程廃止届出 書 イ 総会の議事録の 謄本又は抄本		
(19) 法第11条の 51第1項の規定 による農業経営 規程の制定の承 認の申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(15) 法第11条の 32第1項の規定 による農業経営 規程の制定の承 認の申請	ア・イ 略
(20) 法第11条の 51第3項の規定 による農業経営 規程の変更の承 認の申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(16) 法第11条の 32第3項の規定 による農業経営 規程の変更の承 認の申請	ア・イ 略
(21) 法第11条の 51第4項の規定 による農業経営 規程の変更の届 出	ア 農業経営規程変 更届出書 イ 農業経営規程の 変更箇所の新旧対 照表 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本	(17) 法第11条の 32第3項の規定 による農業経営 規程の廃止の承 認の申請	農業経営規程廃止承 認申請書
(22) 法第11条の 51第4項の規定 による農業経営 規程の廃止の届 出	ア 農業経営規程廃 止届出書 イ 総会の議事録の 謄本又は抄本		
(23) 法第44条第 2項の規定によ る定款の変更の 認可の申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録の 謄本又は抄本 エ 法第49条第2項 の規定により公告 した官報の写し及 び債権者に催告を	(18) 法第44条第 2項の規定によ る定款の変更の 認可の申請	ア・イ 略 ウ 法第49条第1項 に規定する財産目 録及び貸借対照表 並びに法第49条第

	行ったことを証する書類又は <u>法第97条の4第2項</u> の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。）		2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は <u>法第92条第2項</u> の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。）
	オ 略 カ 略		エ 略 オ 略
(24) 法第44条第4項の規定による定款の変更の届出	ア～ウ 略 エ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	(19) 法第44条第4項の規定による定款の変更の届出	ア～ウ 略
(25) 略	略	(20) 略	略
(26) 略	略	(21) 略	略
(27) 法第64条第2項の規定による解散の認可の申請	ア 略 イ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u> ウ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し（総代会において解散を <u>決議した組合</u> に限る。）	(22) 法第64条第2項の規定による解散の認可の申請	ア 略 イ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し（総代会において解散を <u>議決した組合</u> に限る。）
(28) 法第64条第5項後段の規定による解散の届出	略	(23) 法第64条第4項後段の規定による解散の届出	略
(29) 法第70条の3第3項の規定による新設分割の認可の申請	ア 新設分割認可申請書 イ 新設分割計画書 ウ 総会の議事録の		

		<p>謄本又は抄本（法第70条の4第1項の規定により総会の決議を経なかった場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本）</p> <p>エ 新設分割により存続する組合及び設立される組合の定款</p> <p>オ 初年度の事業計画書</p> <p>カ 法第70条の4第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合に限る。）</p>			
	(30) 略	略		(24) 略	略
	(31) 略	略		(25) 略	略
	(32) 略	略		(26) 略	略
3 組合 又は設 立委員	法第65条第2項の 規定による合併の 認可の申請	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本又は抄本（法第65条の2第1項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本）</p> <p>エ 略</p>	3 組合 又は設 立委員	法第65条第2項の 規定による合併の 認可の申請	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本（法第65条の2第1項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本）</p> <p>エ <u>法第65条第4項において準用する法第49条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表（出資組合が合併する場合に限る。）</u></p> <p>オ 略</p>

		<p>オ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第97条の4第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 法第48条の2第1項の規定による通知の写し（総代会において合併を決議した場合に限る。）</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 法第65条の2第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合に限る。）</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p>			<p>カ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第92条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 法第48条の2第1項の規定による通知の写し（総代会において合併を議決した場合に限る。）</p> <p>コ 略</p> <p>サ 法第65条の2第3項の規定による公告又は通知の写し（同条第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。）</p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p>
略		略			
5 農業	略		5 農業	略	
協同組合の組合員	(2) 法第96条第1項の規定による総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会決議（選挙、当選）取消請求書 イ 略	協同組合の組合員	(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	
6 農事組合法人	(1) 法第72条の32第4項の規定による成立の届	略	6 農事組合法人	(1) 法第72条の16第4項の規定による成立の届	

	出		に掲げ	出	
	(2) 法第72条の29第2項の規定による定款の変更の届出	略	る申請	(2) 法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出	略
	(3) 法第72条の34第2項の規定による解散の届出	略	等あつては、		
	(4) 法第72条の35第3項の規定による合併の届出	略	出資農		
			事組合	(3) 法第72条の17第2項の規定による解散の届出	略
			法人)	(4) 法第72条の18第3項の規定による合併の届出	略
				(5) 法第73条の12の規定による組織変更の届出	ア 組織変更届 イ 登記事項証明書
7 農事組合法人の組合員その他利害関係人	法第72条の22の規定による一時理事の選任の請求	略	7 農事組合法人の組合員その他利害関係人	法第72条の12の6の規定による一時理事の選任の請求	略
8 農事組合法人の清算人	法第72条の44の規定による清算結了の届出	略	8 農事組合法人の清算人	法第72条の18の10の規定による清算結了の届出	略
9 農業協同組合中央会等の会員	略		9 農業協同組合中央会等の会員	略	
	(2) 法第96条第1項の規定による総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会決議（選挙、当選）取消請求書 イ 略		(2) 法第96条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決（選挙、当選）取消請求書 イ 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（平成12年鳥取県規則第96号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に漁業研修支援資金の貸付けを受けた者については、廃止前の鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第8条及び第10条から第15条までの規定は、なおその効力を有する。